

第2期（平成23年度～平成27年度）

恵庭市地域福祉計画

平成23年8月
北海道恵庭市

目次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけと個別計画との関連	1
3. 他の個別計画との関係	2
4. 計画の期間	3
5. 計画の推進体制	3
6. 地域福祉計画の体系	5

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1. 人口の推移と人口構造	8
2. 障がいのある方の状況	10
3. 出生の状況	11
4. 人口の将来動向	12

第3章 計画の基本理念と施策の方向性

1. 基本理念	14
2. 基本目標	14

第4章 計画の具体的内容

<基本目標1 基本理念の共有化による地域福祉の推進を図ります>

① 福祉理念の共有化の推進	16
② 福祉教育の推進	16

<基本目標2 地域における福祉サービスの適切な利用を促進します>

1. 福祉に関する相談体制の充実

① 相談窓口体制と機能の充実	17
② 地域での相談機能の充実	17
③ 情報提供の充実	18

2. 地域福祉のネットワークの構築

① 相談機関のネットワーク化の推進	18
② 包括ケア会議の開催	18
③ 子どもや高齢者などへの虐待防止とDV防止の推進	18
④ 患庭市SOSネットワーク	19
⑤ 成年後見ネットワーク	19

3. 福祉サービスを安心して利用できるシステム

① 権利擁護の充実と成年後見制度の活用	19
② 第三者評価と自己評価の促進	19
③ 苦情相談と解決方法の周知	20
④ 個人情報の適切な取扱いの促進	20
＜基本目標 3 地域における社会福祉事業の健全な発達を促します＞	
1. 福祉サービス事業の育成	
① 福祉事業への参入促進に向けた情報提供	21
② シルバー人材センター活動の促進	21
2. 福祉を担う人材の育成	
① 福祉サービスを担う人材の育成	21
② 福祉人材の確保	22
＜基本目標 4 地域福祉に関する活動への市民参加の促進を図ります＞	
1. 恵庭市社会福祉協議会との連携の強化	
① 社会福祉協議会との連携強化と地域福祉実践計画との連携	23
2. 民生委員児童委員活動の推進	
① 民生委員児童委員活動の推進	23
3. 地域の力による福祉活動の推進	
① 積極的な地域の力による活動への支援	24
② 地域福祉活動のネットワーク化の促進	24
③ 市民の集える場所づくり	25
④ 公私協働の推進	25
⑤ 世代間の交流促進	25
⑥ 地域の人的資源の有効活用	25
⑦ 新しいコミュニティ創りの促進	25
⑧ 掲示板や回覧板等の積極的な活用	25
4. ボランティアとNPOなどによる地域福祉活動の促進	
① ボランティアセンターの機能強化	26
② ボランティア活動の推進	26
③ NPO活動の支援	26
＜基本目標 5 これからもこのまちで暮らしていきたいと思える施策を推進します＞	
1. 魅力あるまちづくり	
① 子育て支援のまち	27
② 花のまち 恵庭	27
2. 福祉でまちづくり	
① ユニバーサルデザインのまちとバリアフリーの推進	28
② 交通環境の整備	28

③	きれいなまちづくりの推進	28
④	就労情報提供と支援	28
3.	災害時などに備えたまちづくり	
①	災害時要援護者の支援	29
4.	安全で安心なまちづくり	
①	地域の防犯活動の推進と防犯体制の充実	29
第5章 計画の推進に向けて		30
＜資料＞		
1.	地域福祉懇談会の内容について	31
2.	第1期恵庭市地域福祉計画の実施状況及び実施状況に係る意見等について	34

第 1 章 第 2 期恵庭市地域福祉計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

少子高齢化や核家族化の急速な進行により、私たちの取り巻く社会状況が大きく変化しています。また、個人の価値観・ライフスタイルが多様化し、かつての伝統的な地域コミュニティで培われてきたお互いの助け合いの精神が薄れ、人と人とのつながりが希薄になっています。

一方、地域で支援や福祉サービスを受ける方は増加しており、そこに住む人たちが、安心して生き生きとした生活を送ることができる地域社会が求められています。公的福祉サービスでは、受けるサービスが不足している一方、公的サービス利用に自らつながらない方への対応が必要な状況になっています。こうしたことから、サービス供給者としての行政・事業者が、必要とするサービスを適切に供給する必要があると同時に、行政や事業者のみならず、市民同士の自主的な支え合いや助け合いが必要となります。

今後も安心して地域での暮らしが続けられるよう、地域社会全体での取り組みを進めるため、平成 18 年 3 月に「第 1 期恵庭市地域福祉計画」を策定しました。

「第 1 期恵庭市地域福祉計画」は平成 18 年度から平成 22 年度までを計画年度とし、地域福祉の推進に向けて施策を展開してきましたが、地域社会を取り巻く状況はいぜん変わることなく推移しており、地域福祉向上のためには、今後も様々な取り組みを推進していかなければなりません。このことから、第 1 期計画を踏襲し、さらに地域福祉向上のための取り組みを引き続き進めるため、第 2 期計画を策定します。

2. 計画の位置づけと個別計画との関連

この計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられています。行政が策定する各個別計画によるサービスの供給と、事業者及び市民の自主的活動がお互いに連携しあう中で、地域福祉の推進を図ろうとする計画です。

＜社会福祉法（抄）昭和 26 年法律第 45 号＞

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者

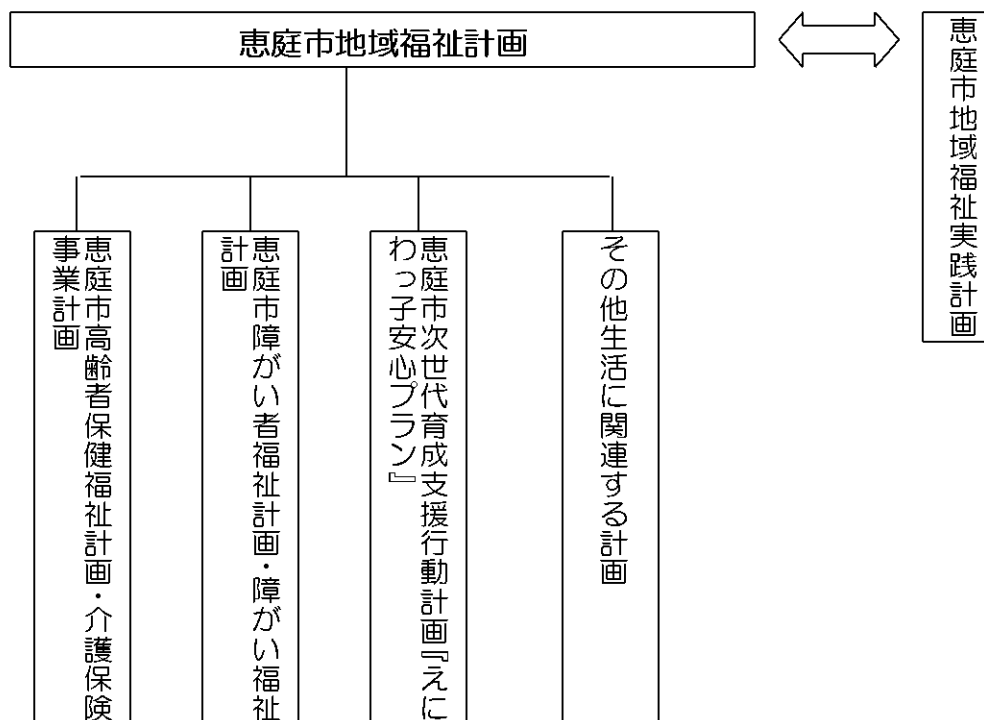
の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事業

この計画では、個別計画が定める具体的な施策を実現することにより、地域社会全体の福祉が増進されることを目的としています。従って、地域福祉計画は、個別計画に共通する理念を相互につなぐ役割を果たしながら、地域福祉の推進が図られるよう、福祉の理念の実現を図る計画であると位置づけています。

3. 他の個別計画との関係

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者福祉計画・障がい福祉計画、次世代育成支援行動計画などの個別計画は、高齢者・障がい者・子どもといった対象ごとの施策を計画の領域としているのに対し、地域福祉計画は、これらの計画に基づく施策を総合的に推進する上での理念をその内容としています。



- ※1 高齢者に関する計画として、「恵庭市高齢者保健福祉計画・恵庭市介護保険事業計画」を策定しています。恵庭市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取り組みを総合的かつ体系的に整え、高齢者福祉並びに介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的運営を目的とした計画です。
- ※2 障がい者に関する計画として、「恵庭市障がい者福祉計画・障がい福祉計画」を策定しています。「障がい者福祉計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障がい者のための施策に関する基本的な事項について定めたものです。「障がい福祉計画」は、「障害者自立支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めた計画です。
- ※3 子どもに関する計画として、「恵庭市次世代育成支援行動計画『えにわっ子安心プラン』」を策定しています。「次世代育成支援対策法」に基づく市町村行動計画であり、子どもと子育て家庭を取り巻く環境に応じ、子どもの成長と子育てを地域が一体となって支援し、安心して子どもを産み育てることができるよう総合的・計画的な施策について定めたものです。
- ※4 その他生活に関連する計画としては、高齢者や障がいのある方の移動や施設利用の安全性向上のため、公共交通機関、建築物、公共施設などのバリアフリー化を定める「恵庭市バリアフリー基本構想」、犯罪や交通事故のない、安全に安心して暮らせる地域社会の実現を目指す「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画」など、市民の暮らしに直結した各種計画を策定しています。
- ※5 地域福祉実践計画は、恵庭市社会福祉協議会が策定する計画で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、福祉機関・団体・ボランティア等がともに行動し、支えあう社会を実現することを目指した計画です。

4. 計画の期間

この計画は、平成 23 年度（2011 年度）から、平成 27 年度（2015 年度）までの 5 年間とします。

なお、この計画に対する実施状況・検証については中間年（平成 25 年）行い、その結果を公表することとします。

5. 計画の推進体制

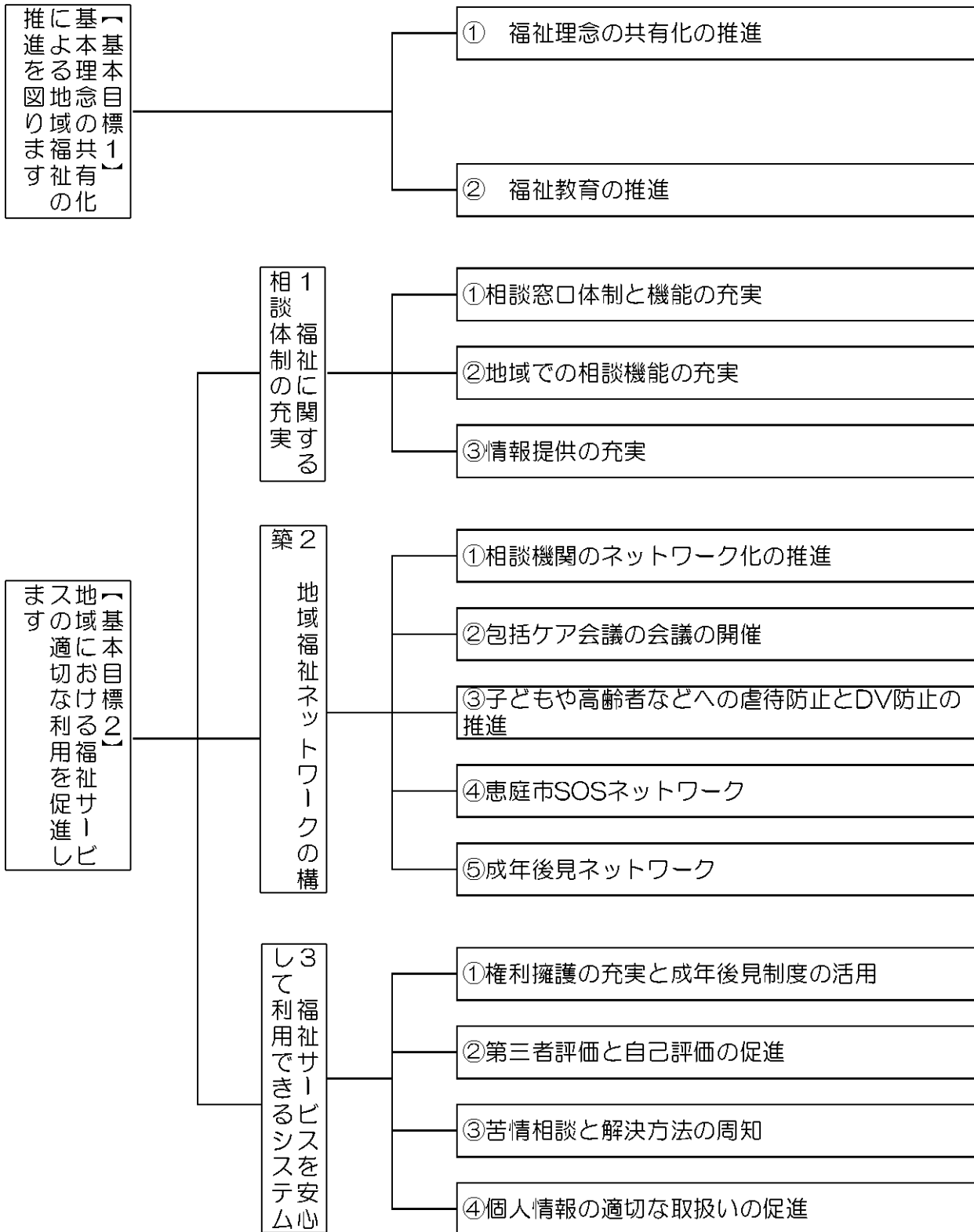
- ① 恵庭市社会福祉推進会議

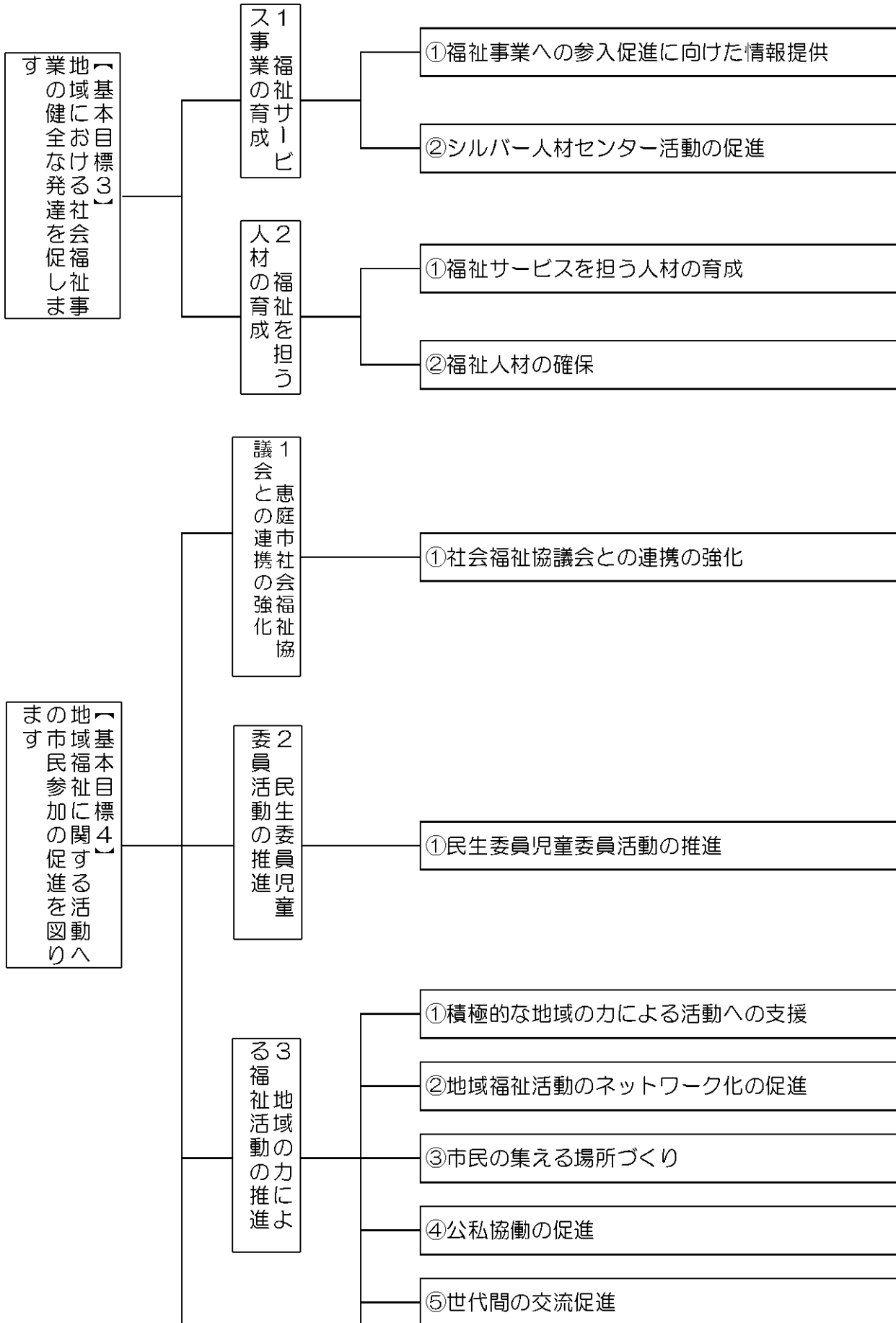
保健福祉部長を委員長とした庁内組織（委員は関係課長職）により、行政内部の調整や情報の共有化を行うとともに、進捗状況について検討を行います。

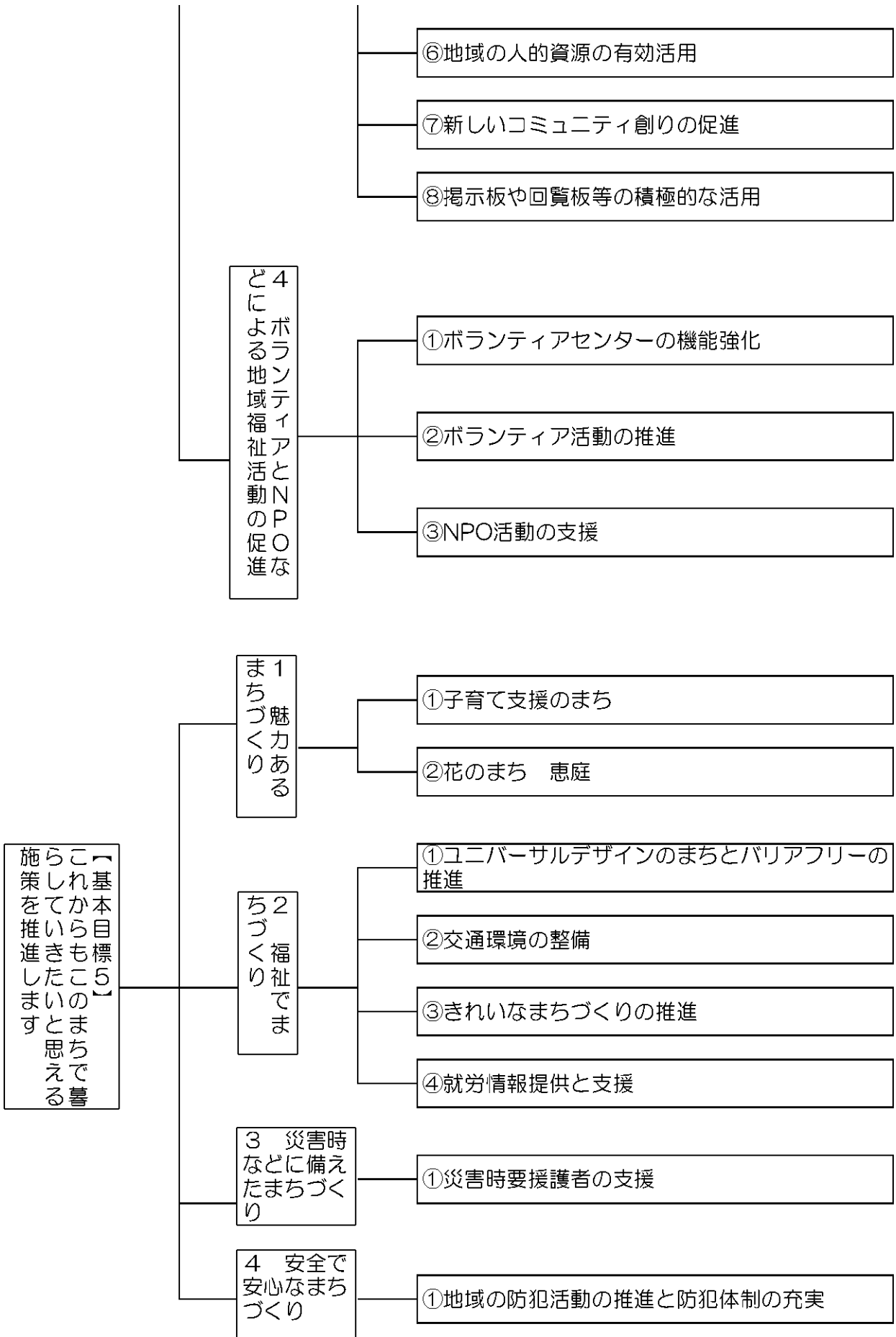
② 恵庭市社会福祉審議会

恵庭市社会福祉審議会条例（平成 17 年条例第 8 号）により設置した市の附属機関です。この委員は、行政以外の団体から推薦を受けた委員と公募委員で構成されており、計画の進捗状況等について確認を行っております。

6. 地域福祉計画の体系







第2章 地域福祉を取り巻く現状

<統計データから見る恵庭市の現状>

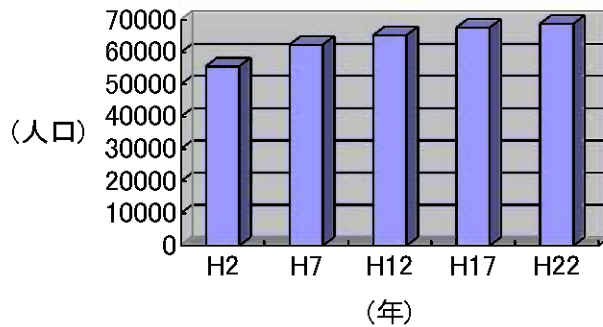
1. 人口の推移と人口構造

(1) 人口の推移等

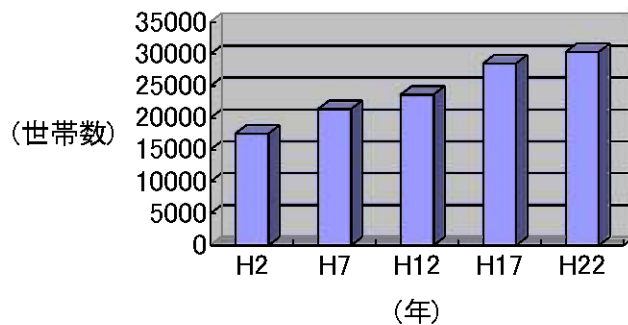
人口・世帯数とも増加していますが、近年では増加割合が減少傾向となっています。また、世帯内の人数は減少傾向にあり、核家族化が進行していることがうかがえます。

※人口と世帯数の推移（棒グラフ） 出典；H2～H17 国勢調査、H22は10月末（市民課）

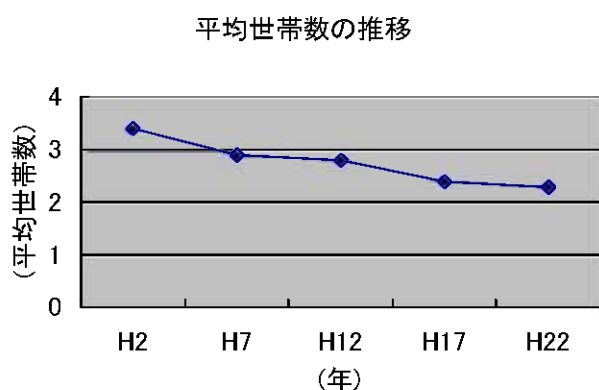
人口の推移



世帯数の推移

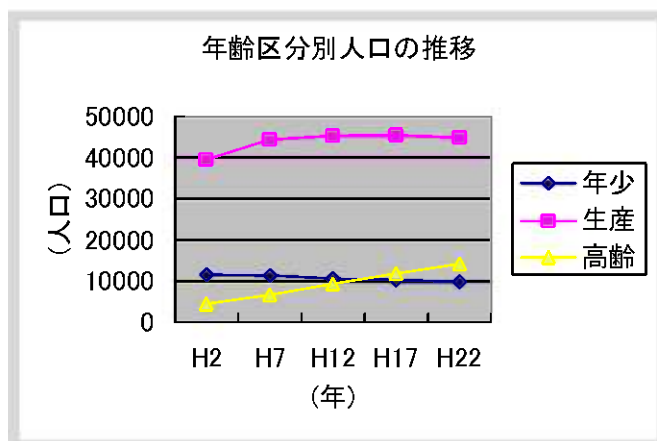


(2) 平均世帯数の推移 出典；H2～H17 国勢調査、H22 は 10 月末（市民課）

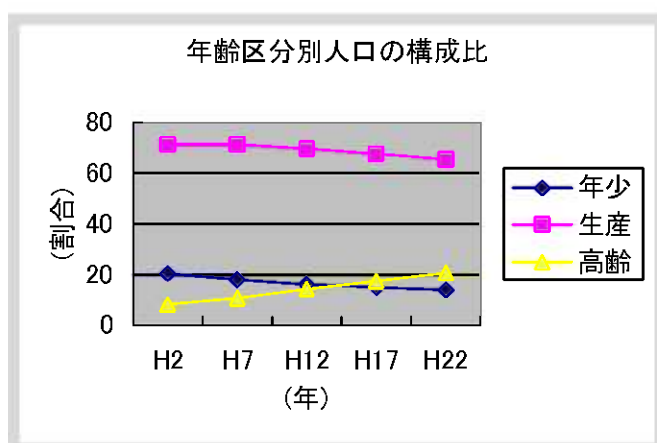


(3) 年齢（3 区分）別人口の推移 出典；H2～H17 国勢調査、H22 は 10 月末（市民課）

年少人口は、平成 2 年をピークに減少傾向となっている一方、高齢者人口は増加を続けており、本市においても少子高齢化の傾向にあるといえます。



(4) 年齢（3 区分）別人口の構成比 出典；H2～H17 国勢調査、H22 は 10 月末（市民課）

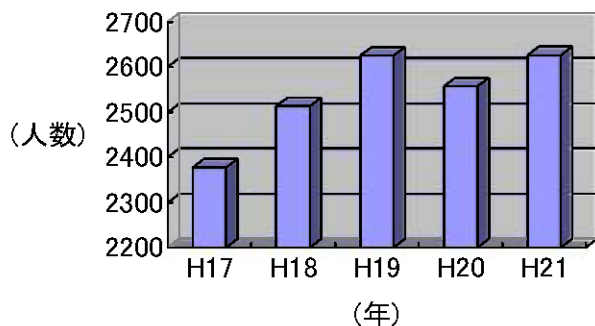


2. 障がいのある方の状況

障がいのある方の人数は、年々増加する傾向にあります。

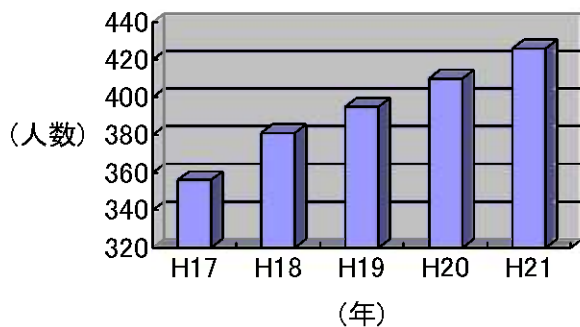
(1) 身体障がいのある方の人数 出典；障がい福祉課

身体障がいのある方の人数



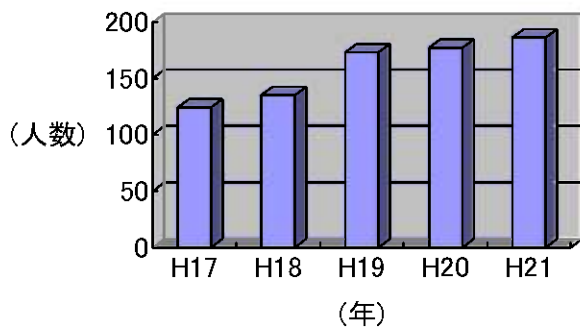
(2) 知的障がいのある方の人数 出典；障がい福祉課

知的障がいのある方の人数



(3) 精神障がいのある方の人数 出典；障がい福祉課

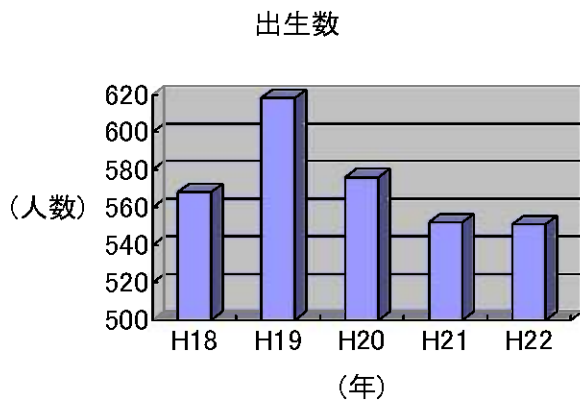
精神障がいのある方の人数



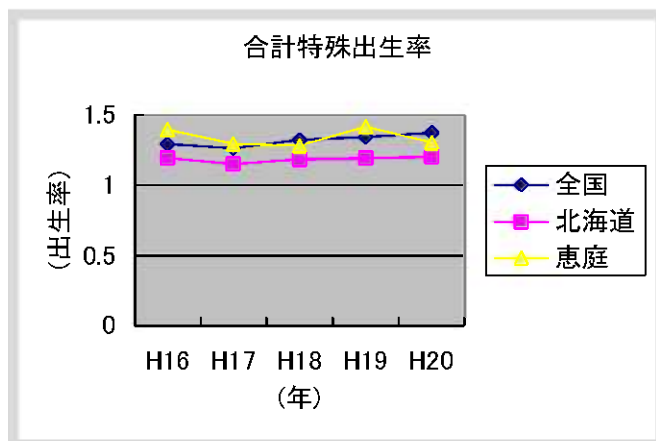
3. 出生の状況

出生数は、平成 19 年をピークに減少傾向にあります。合計特殊出生率は、恵庭市においては全国平均を上回っていますが、減少傾向にあります。なお、平成 19 年に 1.41 に上昇しましたが、一時的な傾向と想定されています。

(1) 出生数 出典；市民課



(2) 合計特殊出生率 出典；子ども家庭課

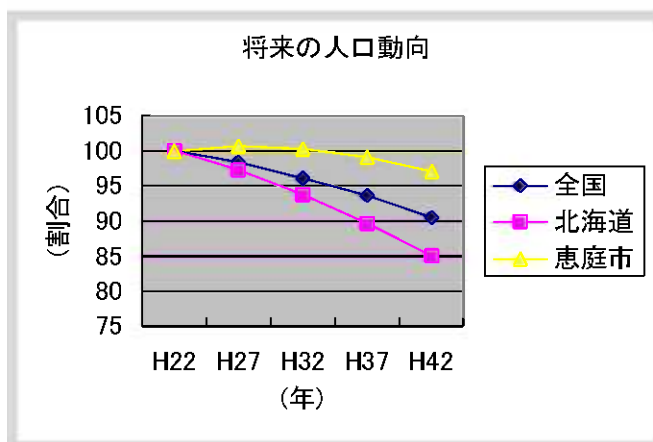


4. 人口の将来動向

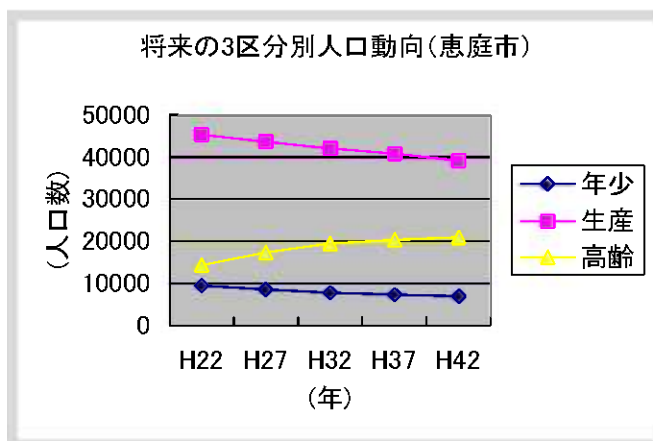
国立社会保障・人口問題研究所が発表した将来の人口推計によると、平成42年（2030年）には、高齢者人口が31.8%になると予測されており、高齢化の進行が進むこととなります。一方、恵庭市においても、高齢者人口が31.1%と予測され、全国的な傾向が恵庭市においても現れています。

(1) 人口の将来動向 出典；国立社会保障・人口問題

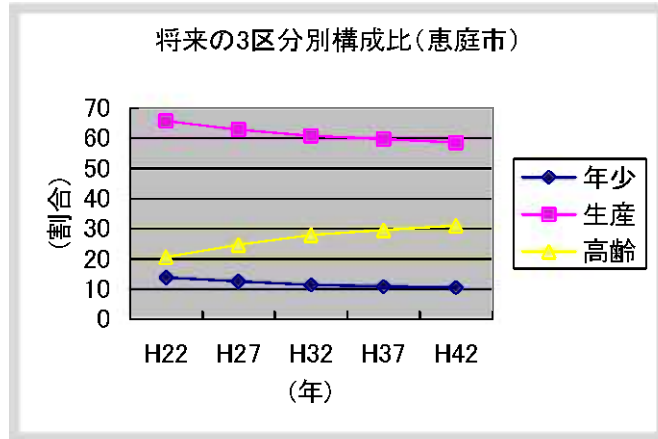
※H22を100とした場合の割合



(2) 恵庭市の年齢3区分別人口動向 出典；国立社会保障・人口問題研究所



(3) 恵庭市の年齢3区分別構成比 出典；国立社会保障・人口問題研究所



第3章 計画の基本理念と施策の方向性

1. 基本理念

『人にも花にも まごころこめて
みんなで育てるやさしいまち えにわ』

まごころをこめて、花を育て、人を育てる。子どもから高齢者まで、すべての人が住みなれた地域で安心した生活をおくるために、一人ひとりが思いやりの気持ちを持ち、支援を必要としている人たちと共に生き、支えあう社会の実現をめざします。

基本理念は、第1期恵庭市地域福祉計画の策定にあたり、ワークショップメンバーが地域福祉へのそれぞれの思いを確認し、言葉に表現したものです。

「人にも花にも」は「市民が丹精こめた花だけではなく、何気なく道端にひっそりと咲いている花や命あるもの全てに」と、「まごころ」は「笑顔で接し、常にやさしさや思いやりの心で」と、「みんなで育てる」は「コミュニケーションを図りながら、互いに助け合い、毎日が安心して暮らすことができる地域づくりを育み」と、「やさしいまちえにわ」は「小地域の活動から全市での取り組みへの展開をめざす」との思いを込めています。

この基本理念は、将来にわたって受け継がれるべきものであることから、第2期計画においても継承します。

2. 基本目標

1 基本理念の共有化による地域福祉施策の推進を図ります

基本理念を共有化するためには、まず、地域福祉についてお互いの共通理解のもと、施策を推進していかななくてはなりません。基本理念についての啓発を行うと共に、お互いができる役割について十分に理解を深める中で、地域福祉施策の推進を図ります。

2 地域における福祉サービスの適切な利用を促進します

福祉サービスを必要とする人たちが必要な情報を得て、適切なサービスを利用できることにより、安心して充実した生活がおくれるための施策を推進します。

3 地域における社会福祉事業の健全な発達を促します

福祉サービスを提供する事業者が適切な福祉サービスを提供できるための施策及び福祉人材を育成する施策を推進します。

4 地域福祉に関する活動への市民参加の促進を図ります

市民一人ひとりが、ふれあいや支えあいを自発的に行うことができるような施策を推進します。

5 これからもこのまちで暮らしていきたいと思える施策を推進します

恵庭市の目指す将来都市像である「水・緑・花 人がふれあう生活都市えにわ」を進めていくことにより、これからもこのまちで暮らしていきたいと思えるような事業を推進します。

第4章 計画の具体的な内容

<基本目標1>

基本理念の共有化による地域福祉の推進を図ります

地域福祉の推進のためには、行政・事業者・市民それぞれが住んでいる地域のことを考え、地域の課題を共有化することが必要です。また、地域において手助けを必要としている人たちがいることを認識し、その人たちにどのような支援を行うことができるかを一人ひとりが考え、行動に移す必要があります。

<具体的な施策>

① 基本理念の共有化の推進

基本理念の共有化のためには、一人ひとりが地域の課題について理解を深め、福祉に関する意識が向上することにより、活動の担い手として主体的に活躍できることが必要です。

「地域福祉学習会」の開催や、あわせて、市ホームページ等を通じ、地域福祉に関する普及啓発活動を推進します。

② 福祉教育の推進

地域福祉推進のためには、子ども達が地域福祉を理解し、自分たちも積極的に福祉活動に参加することが必要です。

小中学校での総合学習により、福祉教育の推進を図っていきます。また、社会福祉協議会では、児童生徒のボランティア活動普及のための事業を行っていることから、社会福祉協議会と連携しつつ、この事業のさらなる推進を図っていきます。

＜基本目標２＞

地域における福祉サービスの適切な利用を促進します。

1. 福祉に関する相談体制の充実

市に設置している相談窓口は、高齢の方や障がいのある方、お子さんに関することなど、各種窓口を設置していますが、地域で安心して暮らすためには、気軽に相談できる体制が必要となります。日々変化する福祉ニーズに的確に対応するため、相談体制の充実を図っていきます。

＜具体的な施策＞

① 相談窓口体制と機能の充実

ア 子ども相談窓口

総合相談事業として相談窓口で専門職（保健師・家庭児童相談員）の設置をする等体制の充実に取り組んでいます。引き続き相談事業の充実を図っていきます。

イ 障がい者（児）相談窓口

相談窓口への専門職（社会福祉士）の配置や、組織見直しによる障がい福祉課の設置を行いました。引き続き相談窓口の充実とともに、関係機関との連携を強化していきます。

発達に不安のある幼稚園等の園児に対する相談支援や、乳幼児健診時での発達相談など、各種相談事業を実施し、事業の充実を図っていきます。

ウ 高齢者・介護保険総合窓口

高齢者とその家族を対象とした相談窓口として、専門職（保健師・社会福祉士）を配置し、高齢者の自立支援や介護保険、福祉サービスなどの相談支援や、関係機関との連絡調整を実施しています。これらの相談体制の推進を図っていきます。

② 地域での相談機能の充実

高齢者の相談については、地域の生活圏域毎 3 カ所に設置された地域包括支援センターにおいて、配置された専門職（主任ケアマネジャー・看護師等・社会福祉士）が、介護や福祉に関する様々な支援を継続的に行っています。また、障がいのある方については、北海道障がい者条例に基づく地域相談員の設置や、障がい者総合相談支援センターの設置により、相談機能の充実を図っています。子どもに関する相談については、地域交流保育事業により相談機能を持たせています。これらの相談

機能について推進を図っていきます。

民生委員児童委員は、地域での身近な相談相手として職務を行っています。民生委員児童委員制度の周知を図るとともに、身近な相談相手として機能できるよう施策を推進します。

③ 情報提供の充実

福祉サービスの情報提供は、必要な福祉サービスの情報を容易に入手するためにも必要です。障がい福祉分野で関係組織・団体について、冊子による情報提供、また社会福祉協議会でホームページ等を活用した情報提供を行っていますが、市広報誌やホームページの活用のほか、コミュニティーFM放送の活用など、情報提供の充実を図っていきます。

2. 地域福祉のネットワークの構築

市と市内関係機関による包括ケア会議を開催し、情報交換、サービス調整を行っています。また、高齢者や子ども、障がい者についても、関係機関とネットワークを組み、連携を図っています。今後も、この体制の充実強化を図っていきます。

<具体的な施策>

① 相談機関のネットワーク化の推進

障がい者総合相談支援センターと関係機関との連携、高齢者虐待防止ネットワーク会議、認知症グループホームネットワークの会等の設立などにより、関係機関とのネットワーク化を行っています。引き続きネットワーク化の推進を図っていきます。

② 包括ケア会議の開催

今後においても会議を開催し、更なる保健・医療・福祉の連携強化を図っていきます。

③ 子どもや高齢者などへの虐待防止とDV防止の推進

高齢者虐待防止ネットワーク会議、要保護児童ネットワーク協議会の設立により、子どもや高齢者などへの虐待防止に向けた取り組みを行っています。これらの虐待

防止に向けた取り組みを引き続き推進していきます。また、高齢者等のみならず、広い意味でのDV（ドメスティック・バイオレンス）への対応については、総合相談窓口等の設置などにより、施策を推進していくこととします。

④ 恵庭市 SOS ネットワーク

認知症のある方や障がいのある方などの行方不明に対し、警察や地域、行政が連携し事故を未然に防止、また早期発見・保護に努めています。

⑤ 成年後見ネットワーク

認知症により判断能力が不十分になっても地域で暮らしていけるよう、市民及び関係機関に対し制度理解の普及や、支援体制の整備を進めています。

3. 福祉サービスを安心して利用できるシステム

介護保険制度や支援費制度などの創設により、福祉サービスは契約や選択による制度になりましたが、サービスを安心して利用するためには、苦情を言うことができる環境を整備することが必要です。また、福祉サービスを利用する方々には、認知症や知的障がいなどにより、必要なサービスを選択することが困難な人たちもいることから、これらの人たちを支援する制度が必要とされています。

第2期計画においても、これらの施策について推進を図っていきます。

<具体的な施策>

① 権利擁護の充実と成年後見制度の活用

恵庭市社会福祉協議会では、権利擁護事業として、日常生活上の判断能力に不安のある方の福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理支援を実施しています。今後も、これらの事業の推進を図っていきます。

また、成年後見制度については、9つの関係機関からなる「成年後見ネットワーク会議」を設置し、制度の普及啓発や学習会等を開催しています。今後も、この会議を通じて、制度の推進を図っていきます。

② 第三者評価と自己評価の促進

福祉サービス第三者評価とは、事業者の提供する福祉サービスについて第三者機

関が評価を行うことにより、サービスの質の向上と利用者の適切なサービスの提供を促すために行われるものです。

恵庭市において、第三者評価を受けた事業所はありませんが、利用者が適切なサービスを選択するため、第三者評価の受診を事業者に働きかけるとともに、第三者評価の対象とならない事業者に対しては、自己評価を促進するよう働きかけを行います。

③ 苦情相談と解決方法の周知

介護保険サービスに不服がある場合の第三者機関の案内など、行政が行っているサービスに関する苦情を申し立てる方法についての周知を行っています。また、広く福祉サービスに対する苦情申し立て機関として、「北海道福祉サービス運営適正化委員会」が設置されています。この委員会は、高齢者や障がい者、子どもなど、福祉に関するサービスの苦情解決機関としての役割を担っています。この制度が有効に利用できるよう、情報提供の充実を図っていきます。

※「北海道福祉サービス運営適正化委員会」とは

北海道社会福祉協議会が設置する第三者機関で、福祉サービス（児童、障がい、高齢者などの方々）が施設や在宅で利用するサービス）に関する苦情解決を行っています。

④ 個人情報の適切な取扱いの促進

市における個人情報の取扱いについては、恵庭市個人情報保護条例により運用がなされていますが、一方で地域福祉活動を進める上で、高齢者・障がい者・ひとり親家庭等の個人情報が適切に提供されることが望ましいと考えられます。

北海道が策定した「個人情報保護に関するいわゆる「過剰反応」に係るQ&A」などを参考にしながら、取り扱うこととします。

＜基本目標3＞

地域における社会福祉事業の健全な発達を促します

1. 福祉サービス事業の育成

福祉サービスには、介護保険サービスや障がいのある方に対するサービスなど、各種サービスがありますが、公が提供するサービスのみならず、事業者が行うサービスも多々あります。事業者が提供するサービスが安定して供給できるよう、福祉事業の育成や健全化が求められていることから、これらの事業者が安定して事業を行うことができるよう、事業の育成に関する施策を推進していきます。

＜具体的な施策＞

① 福祉事業への参入促進に向けた情報提供

新規事業者の参入促進により、質の高いサービスを提供できるような施策の推進を図ります。

② シルバー人材センター活動の促進

高齢化社会の進展に伴い、高齢者世代の培った知識や経験を社会に還元していただくとともに、高齢者の生きがいつくりの場として、シルバー人材センターは重要な意味をもちます。福祉サービスにおいては、配食サービスをシルバー人材センターに委託することにより、ひとり暮らし高齢者の安否確認など、地域福祉向上のための活動を行っています。今後とも、シルバー人材センター活動が促進されるよう、施策を推進していきます。

2. 福祉を担う人材の育成

多様化する福祉ニーズに対応するため、福祉を担う人材の育成が重要となっています。福祉を担う人材としては、ボランティアの力も大きいものがありますが、それらを含め、人材の育成が図られるよう、施策を推進していきます。

＜具体的な施策＞

① 福祉サービスを担う人材の育成

介護サービスに関する施設等事業所の職員を対象とした研修が実施されている

ほか、包括ケア会議の構成機関の職員を対象とした研修が実施されています。今後とも、施設等職員の研修などを通じ、人材の育成を図っていきます。

② 福祉人材の確保

福祉人材の確保については、事業者において募集を行っているところですが、北海道福祉人材センターの福祉人材無料職業紹介事業の周知を図ったり、福祉人材のネットワーク化への支援を行うことにより、継続した人材の確保を促進します。

＜基本目標４＞

地域福祉に関する活動への市民参加の促進を図ります

1. 恵庭市社会福祉協議会との連携の強化

社会福祉協議会は、社会福祉法において、社会福祉を目的とする事業への企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助等の事業を行うことにより、地域福祉を推進する中心的団体として位置づけられ、行政サービスよりさらに地域に密着した事業を推進しています。また、高齢者虐待防止ネットワーク会議や障がい者地域自立支援協議会の構成メンバーとなるなど、地域福祉増進のための活動を行っています。社会福祉協議会の積極的な事業が展開されるよう、より充実した体制の整備について、施策を推進していきます。

＜具体的な施策＞

① 社会福祉協議会との連携強化と地域福祉実践計画との連携

地域福祉活動を担う社会福祉協議会がその機能を十分に発揮し、地域福祉の更なる増進を図ることができるよう、連携の強化及び体制の整備を図っていきます。また、社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画は、地域福祉の中核を担う役割の中で策定されたものであり、本計画の目指す姿を具体的な事業を通して実現しようとするものであることから、本計画との連携を図り、地域福祉の更なる推進に向け、施策を推進していきます。

2. 民生委員児童委員活動の推進

民生委員児童委員は、ひとり暮らしの高齢者等の家庭を訪問し、各種の相談に応じ、必要な助言を行うなど、地域の身近な「相談役」として、地域福祉の推進役に重要な役割を担っています。民生委員児童委員活動の周知を行うとともに、民生委員児童委員が決め細かな活動を行うことができるよう、施策を推進していきます。

＜具体的な施策＞

① 民生委員児童委員活動の推進

民生委員児童委員は、地域福祉推進のために、様々な研修への参加する等、自己活動に対する研鑽を続けています。引き続き地域福祉の更なる推進のため、委員の

研修等を積極的に開催していきます。なお、民生委員児童委員活動の広報に努め、地域の人たちが安心して相談等を行うことができるような施策を推進していきます。

また、高齢者虐待防止ネットワーク会議、障がい者地域自立支援協議会等、関係機関により構成される組織のメンバーとして、地域を支える存在となっており、引き続きこれら関係機関との連携を深める施策を推進します。

3. 地域の力による福祉活動の推進

社会情勢や個々のライフスタイルの変化により、地域での交流やふれあいの希薄化等を要因とした孤独死や子育て家族などの孤立化が問題になっています。福祉サービスは行政や事業者により提供されていますが、地域に住み人たちが日々の暮らしを安心しておくためには、市民同士のふれあいやコミュニケーションが必要不可欠です。これは、行政や事業者が提供するサービスでは実現しえないことです。つまり、そこに住む人たちが、自らの手で自分たちの地域を住みやすい環境にしていくことが、しいては地域の福祉向上に繋がることとなります。

本計画では、これら地域の力による福祉活動への働きかけや支援等を行うことにより、住みやすい地域を実現できるよう、施策を推進していきます。

<具体的な施策>

① 積極的な地域の力による活動への支援

地域福祉活動は、行政だけではなく、そこに住む市民が自主的に行う必要がありますが、行政がその自主的な活動を尊重しつつ、支援体制を確立することも必要となります。市では、町内会・町内会連合会が行う共同福利事業・市政協力業務について自治活動交付金により、町内会等の自主的かつ継続的な活動を支援しています。

今後も、このような取り組みに対する支援を続けるとともに、新たな体制づくりについて検討を行います。

② 地域福祉活動のネットワーク化の促進

現在、町内会単位で地域での支え合いを主とした「小地域ネットワーク活動」が行われています。更に学校等と連携を図り、地域住民が容易に参加できるネットワークづくりを推進していきます。

③ 市民の集える場所づくり

身近な地域で気軽に集まれる居場所づくりとして、また介護予防の場として、恵庭市社会福祉協議会では、「ふれあいサロン事業」を実施しています。この事業の継続・拡大に向け、施策を推進していきます。

④ 公私協働の推進

市では公私が協働して行う事業を展開しています。公私がそれぞれの役割を自覚しつつ、お互いに協働することにより、福祉サービスの向上が図られるよう、施策を推進します。

⑤ 世代間の交流促進

老人クラブと保育園とのふれあい事業、中高生と親が乳幼児とのふれあいの中で行う事業など、世代間の交流が促されるような施策を行っています。今後とも、これらの事業の推進を図ります。

⑥ 地域の人的資源の有効活用

人生経験豊かな方が永年培ってきた知識と経験を生かす取組みとして「えにわ知恵ネットバンク」の仕組みづくりが行われています。地域資源の発掘と人的資源の活用を図るため、この制度の活用について、今後検討していきます。

⑦ 新しいコミュニティ創りの促進

(仮称)黄金地域交流センター基本計画において、地域の人々が気軽にふらっと立ち寄ることができ、偶然の出会いや世代間の交流が生まれる「ゆるいコミュニティ」創りを目指しています。地域住民が参加する管理・運営を行うための協議を行う組織を構成し、新しいコミュニティ創りの促進を図っていきます。

⑧ 掲示板や回覧板等の積極的な活用

地域活動への広報手段として、公共施設等での掲示板や、町内会への回覧板が活用されていますが、タイムリーな情報伝達とはなっていません。今後は、市ホームページの活用など、より具体的で見やすい情報伝達方法のシステムづくりを検討していきます。

4. ボランティアとNPOなどによる地域福祉活動の促進

恵庭市社会福祉協議会では、ボランティアの受給調整を行う「ボランティアセンター」が設置され、各種ボランティアに係る取り組みを行っています。今後も、ボランティア活動に対し、支援と協力を行っていきます。また、新たな担い手としてNPO団体の活動に期待が高まっています。本市においてもNPO団体が設立されていますが、具体的な仕組みづくりはできていません。今後は、これらNPO団体との仕組みづくりについて、検討していきます。

<具体的な施策>

① ボランティアセンターの機能強化

ボランティアセンターがボランティア活動を始めるためのきっかけとなるよう、センターの情報提供や相談機能の促進により、施策を推進していきます。

② ボランティア活動の推進

ボランティアに関心のある方々へのきっかけづくりとしてのボランティア体験プログラムの実施や、ボランティア活動に安心して取り組むことができるための研修会の開催など、ボランティア活動が更に活性化するよう、施策を推進していきます。また、ボランティアの担い手として、いわゆる団塊の世代といわれる人たちや、小中高生に対し、ボランティア活動への参加促進や支援について、取り組みを強化します。

③ NPO活動の支援

新たなサービス供給主体として期待されるNPO団体の活動について、支援のあり方について検討します。また、ボランティア団体とNPO団体のネットワークづくりについて、その仕組みづくりを検討します。

＜基本目標5＞

これからもこのまちで暮らしていきたいと思える施策を推進します

1. 魅力あるまちづくり

第4期恵庭市総合計画では、水と緑と花に彩られた都市環境の中で快適な生活空間を創造すべく、各種施策を推進することとしています。花を育てることは人を育てることと同じです。愛情をこめて、しっかりと成長するよう手間をかけなければなりません。地域福祉計画でも、そこに住む人たちが、まわりの人たちと手を取りあって、協力しあいながら地域を住みやすい環境にすることが最も必要なこととしています。

大輪の美しい花がまちを彩り、美しい環境が生まれるように、地域においても人々が協力しあい、住みやすい環境を創造することができるよう、施策を推進していきます。

＜具体的な施策＞

① 子育て支援のまち

子どもを安心して産み育てることができるまちとして、妊娠・出産期からの健康づくり支援、乳幼児や家庭のための各種健診事業や育児相談・教室事業、親子の居場所づくり事業など、各種施策を実施しています。これらの施策の充実を図っていきます。

② 花のまち 恵庭

花のまちづくりは、身近な自然環境や地域の歴史や文化を大切にするとともに、快適で質の高い生活と美しい地域をつくりながら、まちを発展させていくことを目的としています。身近な例でいえば、花壇の花植えなどを通じ、地域の人たちが花を通して交流することができることが、地域の人たちのつながりができ、新たな一体感が生まれることとなります。このような花のあるまちづくりが、地域福祉の発展に生かされるよう、施策を推進していきます。

2. 福祉でまちづくり

本市では、バリアフリー基本構想や地域公共交通総合連携計画により、暮らしやすい環境づくりの推進を行っています。これらの計画に基づき、暮らしやすい環境整備

の推進を図っていきます。

<具体的な施策>

① ユニバーサルデザインのまちとバリアフリーの推進

市では、恵庭市交通バリアフリー基本構想を策定し、恵庭駅周辺地区や恵み野駅周辺地区の駅舎・自由通路などのバリアフリー化整備を進めてきました。平成22年3月に、市の移動円滑化（バリアフリー化）を子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わりなくすべての市民誰もが、いきいきと健康に暮らし続けることのできるまちづくりを目指すため、「恵庭市バリアフリー基本構想」を策定しました。この構想に基づき、バリアフリー化の推進を図っていきます。

② 交通環境の整備

市では、「恵庭市地域公共交通総合連携計画」を策定し、公共交通の効率化のみならず、高齢化社会における足の確保、交通空白地域・不便地域における生活交通の確保など、地域での生活に必要な機能の集約により、徒歩や自転車で安全に生活することのできるまちづくりを推進しています。この中で、エコバスの再編や乗合タクシーの実証運行など、交通環境の整備について検討しています。高齢者等が利用しやすい交通体系の整備について、検討をしていきます。

③ きれいなまちづくりの推進

きれいなまちづくり条例に基づき、市民・事業者・市が協働して行う「5・30 クリーンウォーキング」を毎年実施するなど、地域の環境美化の促進をはかっています。

④ 就労情報提供と支援

就労機会の増進のため、ハローワーク千歳と市が共同で設置した「ジョブガイドえにわ」を開設し、就労機会を得ることが難しい高齢の方にも、身近に相談できる場が設けられました。今後は、ジョブガイドと連携し、求職活動が行いやすい環境づくりに取り組めます。

3. 災害時に備えたまちづくり

自然災害等の発生時において、高齢者世帯や障がい世帯、乳幼児などの子どものいる世帯は、災害時における救護が最も必要となります。市で作成している「災害時要援護者支援プラン」に基づき、適切な援助ができるよう体制の整備を図ります。

<具体的な施策>

① 災害時要援護者の支援

災害時において、高齢者など支援を必要とする人たちを救護する「災害時要援護者支援プラン」が策定されています。このプランにおいては、支援を必要とする人たちの把握、支援を必要とする人たちの情報共有に関する事項等が掲載されています。実際の支援は、地域の人たちで組織される「自主防災組織」が行うこととなります。自主防災組織は設立されつつありますが、今後もこの組織の設立が促進されるよう、推進を図っていきます。

また、災害時においては、ボランティアの力が大きいものがあります。災害時におけるボランティア受け入れ体制等について、今後検討していくこととします。

4. 安全で安心なまちづくり

犯罪や交通事故のない、安全に安心して暮らせる地域社会の実現を目指すため、「安全で安心なまちづくり推進計画」を策定しています。この計画に基づき、地域での防犯体制等について、推進を図っていきます。

<具体的な施策>

① 地域の防犯活動の推進と防犯体制の充実

犯罪のない安全に安心して暮らすことのできる社会の実現は、地域に暮らす人たちにとって重要なことのひとつです。市では、警察、防犯協会連合会などの関係機関と連携を図るとともに、地域安全ニュースなどで広報を行っています。また、子どもたちに安全・安心な地域となるよう、セーフティーハウス事業を行っています。

平成21年12月に制定した「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」に基づき、「恵庭市安全で安心なまちづくり推進計画」を策定しています。今後は、この計画に定められている施策に基づき、安全で安心なまちづくりを推進していきます。

第5章 計画の推進に向けて

地域福祉の推進を図るためには、行政のみならず、地域に住む市民やサービスを提供する事業者がそれぞれの役割を果たす中で、お互いに連携を取り合いながら活動を進めていく必要があります。本計画の推進にあたっては、それぞれが果たす役割を理解し、協力の視点に立つ中で、地域福祉の向上に向け、取り組みを進めていきます。

☆ それぞれの役割

① 市民

市民一人ひとりが福祉に対しての意識や理解を高める中で、進んで地域の福祉へ参加することが大切です。

地域での活動を行うためには、地域に住む一人ひとりのコミュニケーションづくりが必要であり、その中で「助け合い」の精神が生まれ、地域での福祉づくりが形成されていくこととなります。いずれは自分にも関わる問題として捉え、地域コミュニティである町内会活動をはじめ、あらゆる活動を通して、自ら福祉活動の主体となって活動をする必要があります。

② 事業者

事業者は福祉サービスを提供するものですが、提供するサービスが、サービスを受ける人たちに対して適切であるかを常に検証しつつ、サービスの質の確保や、事業内容についての情報公開を行うなど、健全な経営に配慮しなければなりません。利用者に信頼される福祉事業を展開することが求められています。

③ 市

市は、公的サービスの提供者であるとともに、この計画を推進するため、市民や事業者と一体となって取り組む役割があります。公的サービスについては、サービスの質の確保はもとより、ニーズに応じた対応を行わなければなりません。この計画の推進にあたっては、市民に対しては地域福祉活動へ参加することができるための情報提供や活動の場の提供など、事業者に対しては事業が適切に行われるような働きかけなどを行うとともに、それぞれが連携を持つことができるよう、コーディネート役となる役割があります。

地域福祉懇談会の内容について

第2期地域福祉計画の策定にあたり、第1期計画の内容についてご意見を伺うため、7月から8月にかけて、市内各町内会及び福祉関係団体・ボランティア団体の皆様にお集まりいただき、恵庭市社会福祉協議会と合同で地域福祉懇談会を開催しました。当日いただいたご意見等は次のとおりです。

<町内会>

1 島松地区

<日時>平成22年7月21日 18:30~

<会場>恵庭市島松公民館

<参加人数>4町内会11名

<主な意見等>

- ・この地区では、65歳以上の高齢者が30%以上となっている。地域での助け合いをするにしても、助ける人たちが70歳代以上と高齢である。町内会役員も大半が70歳以上であり、助け合いができるかどうか憂慮している。若い人たちの参加も難しく、若い人たちが参加できる方法を考える必要がある。
- ・個人情報保護法の影響から、必要な情報が集まらなくなっている。
- ・市から災害時の要援護者の把握を依頼されているが、なかなか難しい。何でも町内会に依頼されても、他にもやることがあり、大変な状況である。
- ・個人情報の問題はあると思うが、独居の高齢者の家に健在あれば旗を立てるというような、誰もが認識できるような方法を考える必要があると思う。

2 漁川左岸地区

<日時>平成22年7月22日 18:00~

<会場>柏陽会館

<参加人数>8町内会16名

<主な意見等>

- ・会館等の整備を行う必要があるのではないか。高齢者が集まる会合などを開いても、施設や設備が老朽化し、支障がでている。
- ・災害時要援護者支援のためにマップづくりをし、災害時の救助訓練を実施している。
- ・災害時の救助は「向こう三軒両隣」の精神で行うのが基本であると思う。日頃から

隣近所と仲良くするよう、会員に呼びかけている。

3 漁川右岸地区

<日時>平成 22 年 7 月 23 日 18:00~

<会場>市民会館

<参加人数>16 町内会 23 名

<主な意見等>

- ・個人情報の問題があるかと思うが、市職員が町内にどれくらいいるか教えてもらえないだろうか。身近な問題もすぐに相談しやすくなると思う。
- ・災害時に市は町内会に何を求めているのか明確にしてほしい。町内会の規模がおおきいので、福祉の問題は町内会ですべて対処するのは難しい。

4 恵み野地区

<日時>平成 22 年 8 月 7 日 19:00~

<会場>恵み野会館

<参加人数>4 町内会 13 名

<主な意見等>

- ・第 1 期計画の概要を聞いたが、実施状況についての検証は行っているのか。第 1 期計画で何ができたか、できなかったかを示してもらわないと、次期計画への意見を言うことはできない。
- ・市で行っている敬老事業について、現金の交付から物品に変わると聞いたが、現金での交付を希望したい。
- ・要援護者の把握については町内会では難しい。市が条例をつくって体制を整える必要があり、町内会の努力だけでは難しいと思う。
- ・町内会がすべての情報を持っているわけではない。情報を教えてくれない人もいる。
- ・福祉計画における市と社協の整合性はどのようになっているか。整合性のある計画を策定してもらいたい。

<福祉関係団体・ボランティア団体>

1 福祉関係団体

<日時>平成 22 年 7 月 28 日 10:00~

<会場>恵庭市福社会館

<参加人数>5 団体 8 名

<主な意見等>

- ・「認知症サポーター事業」について、社協を主体に行ってはどうか。
- ・福祉事業は「きれいごと」ではできない。財源確保をもっと積極的にやった方がよいのではないか。
- ・地域活動の連携がなかなかとれていない現状にある。地域福祉の担い手となる人たちを育てていく必要があるのではないか。
- ・基本理念はすぐに変わるものではないから、基本的なものについては次期計画にも生かして行ってはどうか。ただ、少子高齢化が進行しているから、その部分については配慮する必要はあるのではないか。

2 ボランティア団体

<日時>平成 22 年 7 月 29 日 13:30~

<会場>恵庭市福社会館

<参加人数>17 団体 44 名

<主な意見等>

- ・市民に対する意識調査を行わないのか。地域福祉計画の進捗状況についてどうなっているのか。
- ・視覚障がいのある人たちへも十分なサービス提供がなされているのか。個人情報保護がネックとなっているのでは。
- ・ボランティアの需給調整を行っているが、ボランティアとして登録されている方がなかなか受けてくれない。ボランティアに対する意識が希薄になっているように思う。ボランティア活動に対する PR が必要なのではないか。
- ・保健センターでのボランティア活動を行っているが、交通手段が不便なことから、参加する方が減っている。それに対する対策が必要なのは。

第 1 期恵庭市地域福祉計画の実施状況及び実施状況に係る意見等について

地域福祉懇談会において、第 1 期計画の実施状況についてお示しできなかったことから、懇談会終了後、第 1 期計画の実施状況についてまとめました。さらに、地域福祉懇談会に参加いただいた町内会をはじめ、福祉関係団体及びボランティア団体の皆様へ、平成 22 年 11 月に実施状況に対するご意見と、第 2 期計画に対するご要望をお伺いしました。

＜第 1 期計画についてのご意見・第 2 期計画についての要望＞

- ・市及び町内会が主体になりすぎると、家族間の絆、隣接間の助け合い精神が薄くなるのではないかと。
- ・防災無線を有効活用し、犯罪の抑止力や市民全体の防犯意識の高揚につなげてはどうか。
- ・町内会の回覧では町内会未加入世帯には周知されない。広報又は折込の方が効果が期待できるのではないかと。
- ・福祉相談窓口は本当に誰もが利用しやすい体制と機能であったのか。
- ・地域活動への支援は自主性を尊重することから交付金や助成金を交付するだけの支援で十分なのか。
- ・行政、福祉関係組織、福祉サービス事業者、町内会等地域住民間のネットワークづくり・連携は十分だったか。
- ・クリーンウォーキング（又は健康ウォーキング）やふれあいサロン活動等町内会活動の中に取り入れることにより、日々の生活とリンクさせながら継続するならば一定の効果が期待できる。
- ・基本理念（人にも花にもまごころこめてみんなで育てるやさしいまちえにわ）はすばらしいことだと思うが、花については恵み野団地で一定の成果がでているものの、街路樹の落ち葉や花壇の雑草、犬の糞など、一時のボランティアのみではなかなかきれいにならない現状についての対策が必要である。
- ・第 1 期の成果を把握し次期 5 ヶ年計画を策定することが必要である。次期計画では、実施できたもの、できないものの問題点を抽出し、毎年度見直す必要がある。
- ・「ボランティア人材の育成」という呼称に違和感がある。ボランティア活動は個人の自由意志に基づく活動であって、「育成」という概念は自由意志が尊重されていないということではないか。

<第1期恵庭市地域福祉計画の実施状況について>

<凡例>
○計画 ◎実施 →継続

【基本目標1 住み慣れた地域で安心して充実した生活を送るために】

取り組みの方向性	具体的な施策	担当課	計画・実施年度及び取り組み状況				
			18	19	20	21	22
1. 福祉理念の共有と地域福祉の推進	①福祉理念の共有と地域福祉計画の推進	福祉課					
	②地域課題の啓発と福祉教育の推進	福祉課	分野毎に福祉学習会は開催したが、地域福祉学習会は開催しなかった。				
			→	→	→	→	→
			地域福祉計画策定時に広報やホームページを活用して計画の周知を図った。総合学習の時間を活用し、福祉教育を推進している。				
	社会福祉協議会	◎◎	→	→	→	→	
		児童生徒のボランティア活動普及事業を推進している。また、活動にかかる経費助成や体験学習、福祉の授業の支援として講師派遣、講師紹介、器材の貸出等を行っている。					
	③新たな地域課題への検討	社会福祉協議会	○	◎	→	→	→
		第3期地域福祉実践計画策定時のアンケートやワークショップ等において、気軽に集える場所の必要性についてニーズがあり、地域住民、行政、社協で協議した結果、平成19年度より「ふれあいサロン事業」として気軽に集える場所づくりを進めている。					
2. 福祉相談窓口の充実と情報提供の工夫	①相談窓口体制と機能の強化 1) 子ども相談窓口	子ども家庭課	◎◎	→	→	→	→
			相談窓口保健師を配置し、子どもの総合相談事業を実施している。家庭児童相談室の設置及び母子相談を実施している。				
	保健課	◎◎	→	→	→	→	
		乳幼児健診・育児相談・育児教室を実施している。					
	2) 障がい者（児）相談窓口	障がい福祉課	○	◎	→	→	→
			障がい者（児）への総合相談窓口を設置するとともに、平成18年には社会福祉士を配置して体制強化を図った。また、市民にわかりやすい組織づくりを目指し、平成20年に介護福祉課から組織を分離した。				
		発達支援センター	◎	→	→	→	→
		発達障害に関する相談は、17年度より対象者を拡大（0歳～18歳未満）して実施している。平成21年度より幼稚園、保育園等在園児で発達不安のある幼児に対する実態調査を行い相談支援を拡充している。乳幼児健診時に発達相談を併設しており、フォロー事業として事後教室を開催するとともに、訪問相談を行い、保護者ニーズの掘り起こしを図っている。					
	保健課	◎◎	→	→	→	→	
		電話、窓口等で精神保健福祉相談を実施している。千歳保健所主催の「こころの健康相談」と連携して相談を実施している。					

取り組みの方向性	具体的な施策	担当課	計画・実施年度及び取り組み状況					
			18	19	20	21	22	
2. 福祉相談窓口の充実と情報提供の工夫	③高齢者・介護保険相談窓口	介護福祉課	○◎	→	→	→	→	市の相談窓口として保健師配置に加え、介護保険法に基づく地域包括支援センターで相談・支援等を実施している。
		保健課	○◎	→	→	→	→	窓口や電話での「高齢者介護予防相談」を実施している。月1回の「高齢者はつらつ相談」を実施している。
	②地域での相談機能の充実	介護福祉課	○◎	→	→	→	→	地域包括支援センターを3つの区域に設置して、地域に密着した高齢者の総合相談・支援機能等の充実を図っている。
		障がい福祉課	◎	→	→	→	→	北海道障がい者条例の施行により、地域相談員を設置し、相談機能の充実を図っている。また、平成19年6月に「障がい者総合支援センター」を設置し、有資格者を配置することにより、充実した地域相談体制の充実を図った。
		保育課	→	→	→	→	→	各保育園で子育て支援・相談機能の充実を図っている（地域交流保育）。
		福祉課	→	→	→	→	→	民生委員児童委員は、担当区域内で気がかりな人や身近に頼る人がいない地域住民を発見し、進んで声をかけ、相談にのり、福祉サービスにつなぎ、見守るなど、継続した支援活動を行っている。
	③訪問相談体制の充実	介護福祉課	○◎	→	→	→	→	地域包括支援センターに保健師等の3職種のスタッフを配置して、高齢者の総合訪問相談体制の充実を図っている。
		障がい福祉課	◎	→	→	→	→	訪問総団体制を構築して相談支援センターを設置し、相談機能の充実を図った。対象者の掘り起こしも図り、充実した体制で運営している。
		保健課	○◎	→	→	→	→	介護予防訪問相談活動を実施している。専門職を配置して訪問体制の充実を図り、赤ちゃん訪問、母子訪問を実施している。
	④情報提供の充実と工夫	介護福祉課	○◎	→	→	→	→	市関係課と地域包括支援センターなどの連携を図り、各種サービスの充実を図っている。
		障がい福祉課	○	◎	→	→	→	障がい者地域自立支援協議会を設立し、社会資源である関係機関や団体などと連携を図り、情報提供の充実と工夫について推進をしている。

取り組みの方向性	具体的な施策	担当課	計画・実施年度及び取り組み状況						
			18	19	20	21	22		
2. 福祉相談窓口の充実と情報提供の工夫	④情報提供の充実と工夫	社会福祉協議会	〇◎	→	→	→	→	社会福祉協議会では、広報誌に加えてホームページ、ブログを開設し、ボランティアや各種サービスなど随時最新の情報提供を行っている。	
		障がい福祉課	○	◎	→	→	→	相談支援センターの設置に伴い、市内外の相談機関との連携を図っている。	
	⑤相談機関のネットワーク化の推進	介護福祉課			〇◎	→	→	高齢者虐待ネットワーク会議、成年後見ネットワーク会議、石狩南部 SOS ネットワーク、認知症グループホームネットワークの会を設立し、関係機関の連携に努めている。	
		介護福祉課	〇◎	→	→	→	→	介護関係機関等との恵庭市包括ケア会議を定期的に行い、情報交換・サービス調整など連携強化を図っている。	
3. 関係機関との連携によるサービスの調整	①恵庭市包括ケア会議の開催	保健課	〇◎	→	→	→	→	恵庭市包括ケア会議へ参画し、サービス調整を図っている。	
		介護福祉課		〇◎	→	→	→	平成 19 年 10 月に高齢者虐待防止推進委員会を設置し、研修会等を実施している。平成 20 年 10 月に警察署など 24 関係機関からなる「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設立し、ポスター・学習会など各種取り組みの推進を図っている。	
	②子どもや高齢者などへの虐待防止と DV 防止の推進	障がい福祉課	○	◎	→	→	→	市担当課と相談支援センターの連携による、関係機関との調整を実施している。	
		子ども家庭課	〇◎	→	→	→	→	「要保護児童ネットワーク会議」を設置し、関係機関との連携を強化している。広報等での周知啓発を行っている。	
	保健課	〇◎	→	→	→	→	→	相談対応や関係機関との情報交換を実施している。高齢者虐待防止ネットワーク会議へ参画しサービス調整を図っている。要保護児童ネットワーク協議会へ参画しサービス調整を図っている。	
		介護福祉課			〇◎	→	→	市ホームページに介護サービス事業所の利用状況を掲載し、利用者がサービス事業の選択が容易にできるよう環境整備を図っている。	
	4. 福祉サービスを安心して利用できるシステム	①福祉サービスの質の確保と事業内容の公開	障がい福祉課	○	◎	→	→	→	障がい者福祉計画及び障がい福祉計画策定時に関係機関の名簿・事業内容の情報誌を作成し、事業者・市民等へ配布している。
			福祉課						市内事業者は第三者評価を受審していない。
②第三者評価と自己評価の促進		福祉課							

取り組みの方向性	具体的な施策	担当課	計画・実施年度及び取り組み状況				
			18	19	20	21	22
4. 福祉サービスを安心して利用できるシステム	③権利擁護の充実と成年後見制度の活用	介護福祉課			○◎	→	→
		平成 21 年 3 月に地域包括支援センターなど 9 つの関係機関からなる「成年後見ネットワーク会議」を設立し、制度の普及啓発や学習会・講演会を実施するなど推進を図っている。					
		障がい福祉課	○	◎			
		当事者や対象者のいる入所施設などからの相談を受け、該当者の調査等施設と連携し対処している。					
	保健課			○◎	→	→	
	成年後見ネットワーク会議へ参画している。						
	社会福祉協議会	○◎	→	→	→	→	
	社会福祉協議会では、地域福祉権利擁護事業として、日常生活上の判断能力に不安のある方の福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理支援を実施している。同時に相談体制と周知を強化して、事業利用の促進を図っている。また、事業を利用している方に対して安心して継続利用できるようきめ細かい調整、連携を進めながら支援をしている。						
	④苦情相談と解決方法の周知	介護福祉課	○◎	→	→	→	→
		介護認定通知書などに介護被保険者の不服申立てがあった場合の第三者的機関である介護保険審査会（北海道）について記載するなど、制度の周知を図っている。					
	障がい福祉課		◎	→	→	→	
迅速な苦情対応を推進するために市担当者と相談支援センター、関係機関や事業所と連携して問題解決に取り組んでいる。							
⑤個人情報の適切な取扱いの促進	関係各課	◎	→	→	→	→	
市個人情報保護条例の規定に基づき、個人情報の適切な取扱いを図っている。また、福祉事業者の個人情報の取扱いについては、現地指導等で確認を行っている。							

【基本目標 2 身近な地域社会を暮らしやすい場所にするために】

取り組みの方向性	具体的な施策	担当課	計画・実施年度及び取り組み状況				
			18	19	20	21	22
1. 福祉サービス事業者の育成	①福祉事業への参入促進に向けた情報提供	介護福祉課	○◎	→	→	→	→
	介護保険事業計画に基づく介護サービス基盤整備を進めている。基盤整備にあたり、新たな事業者などの参入を促し競争性を高め、質の高いサービス提供につなげるよう推進を図っている。						
	②公私協働の推進	介護福祉課				○◎	→
平成 21 年度より高齢者等ひとり暮らし世帯などの除雪サービスを町内会等に委託する等地域における見守り・支え合いの推進を図っている。							

取り組みの方向性	具体的な施策	担当課	計画・実施年度及び取り組み状況						
			18	19	20	21	22		
1. 福祉サービス事業の育成	②公私協働の推進	障がい福祉課		◎	→	→	→	自立支援制度における相談支援を充実し、市内外の事業者と協力して各種サービスの積極的な周知と利用を推進している。市の独自事業の見直しと必須事業を推進している。	
		子ども家庭課		○	◎	→	→		親による協働運営によりプレイセンター事業を実施し、更にそれを行政が支援する等公私協働を推進している。 ファミリーサポート事業を展開し、協力会員の市民が利用会員をサポートする市民協働事業が、700名を超える会員により展開されている。
	③積極的な地域活動への支援	市民活動推進課	→	→	→	→	→	町内会及び町内会連合会の共同福祉事業・市政協力業務に対して恵庭市自治活動交付金を交付し、町内会等の自主性、継続的な活動を支援している。また、北海道町内会連合会よりひとり暮らしの高齢者を介護する家族、障がい者等に対する援護活動に助成金を交付されているが、希望が多い場合などにより助成がされなかった場合は、市町内会連合会より同額の助成を行い活動の支援を行っている。	
		介護福祉課				○◎	→	平成21年度より高齢者等ひとり暮らし世帯などへの除雪サービスを町内会等に委託する等地域における見守り・支え合いの推進を図っている。	
	④シルバー人材センター活動の促進	商業労政課	○	→	→	→	→	高齢者の生きがい対策、健康増進及び生存確認のため当初30食から実施した給食配膳サービスを150食に拡大するため、調理室の拡張・配膳室の新設等を行った。	
		介護福祉課	○◎					配食サービスを高齢者の活動拠点でもあるシルバー人材センターに委託し、高齢者がひとり暮らしの高齢者等に安否確認も含め実施しており、さらに地域に密着した活動をしている。	
	2. 福祉を担う人材の育成	①福祉サービスを担う人材の育成	介護福祉課	→	→	→	→	→	介護サービスに係る施設等事業所の新人職員を対象とした研修を実施するほか権利擁護等をテーマとして包括ケア会議構成機関を対象とした研修を実施している。
		②ボランティア人材の育成支援	社会福祉協議会	○◎	→	→	→	→	ボランティア活動に必要な知識と技術を身につけるための研修会を開催している。また、ボランティア活動へのきっかけづくりとしてボランティア体験プログラムも実施している。
③福祉人材の確保		福祉課	○◎	→	→	→	→	事業者においてホームページ等を利用して、広く人材の募集を行っている。	

【基本目標3 自分達の地域福祉の推進に参加するために】

取り組みの方向性	具体的な施策	担当課	計画・実施年度及び取り組み状況						
			18	19	20	21	22		
1. 社会福祉協議会との連携の強化	①社会福祉協議会との連携強化の推進	福祉課	◎◎	→	→	→	→	財政的な援助を含め、社会福祉協議会が行う事業について、随時協議を行いながら連携の強化を図っている。	
		障がい福祉課		◎	→	→	→	障がい者地域自立支援協議会に参画し、各課題部会への連携を通じて支援協力を推進している。	
		保健課	◎◎	→	→	→	→	介護予防事業が身近な地域で実施できるよう連携を図り地域づくりを推進している。	
		社会福祉協議会	◎◎	→	→	→	→	随時事業など運営上の課題について協議し、方策を検討しながら連携を進めている。	
	②地域福祉実践計画との連携	福祉課	◎◎	→	→	→	→	地域福祉実践計画に掲げる事業について、財政面からの援助を行っている。	
		社会福祉協議会	◎◎	→	→	→	→	計画策定段階から連携し進めている。	
		福祉課	◎◎	→	→	→	→	上部団体の研修会や、独自研修を通じて、民生委員児童委員活動への研鑽を続けている。また、市の行う事業への参加により、地域福祉活動をより積極的に行っている。	
		障がい福祉課		◎	→	→	→	障がい者地域自立支援協議会に参画して連携協力を推進している。	
2. 民生委員・児童委員活動の推進	①民生委員・児童委員活動の推進	福祉課	◎◎	→	→	→	→	平成 19 年度より老人憩の家を利用した通学合宿において子どもと高齢者との交流事業を実施している。また、老人クラブと保育園とのふれあい農園など交流促進を図っている。	
		障がい福祉課		◎	→	→	→	→	「乳幼児ふれあい体験」事業を実施し、中・高生と子どもたち、親との交流事業を展開している。
3. 地域の力による福祉活動の促進	①世代間の交流促進	介護福祉課		◎◎	→	→	→	→	各保育園で世代間交流事業を実施している。
		子ども家庭課	→	→	→	→	→	→	町内会単位で支え合いの活動を主とした小地域ネットワーク活動を推進している。また、運営面、財政面での支援を継続している。
		保育課	◎◎	→	→	→	→	→	→
	②地域福祉活動のネットワーク化の促進	社会福祉協議会	◎◎	→	→	→	→	→	→
		福祉課	◎◎	→	→	→	→	→	→

取り組みの方向性	具体的な施策	担当課	計画・実施年度及び取り組み状況				
			18	19	20	21	22
3. 地域の力による福祉活動の促進	④地域の人的資源の有効活用	介護福祉課					○◎
	⑤地域活動の細分化による小集団活動の促進	保健課	○◎	→	→	→	→
		社会福祉協議会	○◎	→	→	→	→
	⑥市民の集える場所づくり	社会福祉協議会	○	◎	→	→	→
4. ボランティアとNPOなどによる地域福祉活動の推進	①ボランティアセンターの機能強化	社会福祉協議会	○	◎	→	→	→
	②NPO 活動の支援	福祉課					
	③ボランティア団体や NPO 団体のネットワークづくりへの支援	社会福祉協議会	○◎	→	→	→	→
		介護福祉課					○◎
	④高齢者ボランティア活動の促進	保健課	○◎	→	→	→	→
		社会福祉協議会	○◎	→	→	→	→
	⑤団塊世代への期待	社会福祉協議会	○◎	→	→	→	→

【基本目標4 これからもこのまちで暮らしていきたいと考えるために】

取り組みの方向性	具体的な施策	担当課	計画・実施年度及び取り組み状況						
			18	19	20	21	22		
1. 恵庭らしい地域福祉の推進	①子育て支援のまち	保健課	○◎	→	→	→	→	各種母子保健事業を実施している。子育てを支援するため、関係団体・機関（子育てサークル、保育園等）へ子育て講話を実施している。	
		子ども家庭課	→	→	→	→	→	就学前の在宅育児を支援するために、子育て支援センター（はくよう・めぐみの・しままつ）、ふくすみ広場を設置し、それぞれが特徴ある活動を展開し、市民の幅広いニーズに対応している。 ファミリーサポート事業を実施し、市民協働の子育て支援を展開している。	
		保育課	○◎	→	→	→	→	各保育園で地域交流保育事業を行い、子育て支援の充実を図っている。	
	②花のまち 恵庭	花と緑・観光課	○	◎	→	→	→	平成 9 年度に策定した「花のまちづくりプラン」について平成 19 年度に見直し・改定を行い、推進を図っている。	
	③まちへの愛着	関係各課	○◎	→	→	→	→	総合計画に沿って、水と緑と花に彩られた美しい地域環境を大切に、市民と行政の協働で、市民一人ひとりが地域に愛着と誇りを持ち、人と人のふれあいと生活の豊かさを実感できるまちづくりを進めている。	
	④広がる支援の輪	介護福祉課			○◎	→	→	認知症支援に係る専門研修修了者によるボランティア組織（恵庭市認知症サポート会）で、認知症サポーター育成講座を一般市民を対象に実施している。また、平成 22 年度からは全小学校を対象に実施予定となっている。	
		保健課	○	◎				妊産婦にやさしい環境づくりのために、マタニティストラップの配布と広報やポスター掲示など、ひろく市民に普及啓発を実施している。	
	2. 福祉でまちづくり	①ユニバーサルデザインのまちとバリアフリーの推進	地域整備室	○	→	◎	→	→	平成 18 年に施行されたバリアフリー新法に基づき、平成 21 年 3 月に「恵庭市バリアフリー基本構想」を策定した。さらに、平成 22 年 7 月に「恵庭市バリアフリー協議会」を設置し、各特定事業者間の連絡調整を行い、特定事業の円滑な推進を図っている。
		②交通環境の整備	市民交通課				○	◎	平成 20 年度、21 年度に OD 調査、アンケート調査、乗合タクシーの試験運行を実施し、その結果を基に新交通システムの計画を策定した。平成 22 年度に、エコバスの再編と乗合タクシーの実証運行を開始予定している。
		③きれいなまちづくりの推進	廃棄物対策課	→	→	→	→	→	毎年、市民・事業者・市が協働で「5・30 クリーンウォーキング」を実施し、きれいなまちづくりを目指している。

取り組みの方向性	具体的な施策	担当課	計画・実施年度及び取り組み状況					
			18	19	20	21	22	
2. 福祉でまちづくり	④就労情報提供と支援	商業労政課	◎	→	→	→	→	高齢者や障がい者、子育て世帯の母親など、就労の機会を得ることが難しい人たちのためにも、「ジョブガイドえにわ」を開設し、ハローワーク千歳の職員及び恵庭市の相談員を常駐させ、相談業務を行い、積極的な情報の提供を推進している。
		子ども家庭課	→	→	→	→	→	母子家庭への就労情報提供と支援を実施している。更に母子家庭自立支援給付金事業を展開し、就労をバックアップしている。 修業資金貸付事業を実施している。
		障がい福祉課		◎	→	→	→	自立支援協議会に商工会議所やハローワークをはじめ、障がい者の就労専門支援組織も参画し、適宜情報提供を行っている。
3. 災害時などに備えた地域のネットワーク	①自主防災組織活動の活発化	基地・防災課	○◎	→	→	→	→	各町内会の防災学習会等の出前講座や防災施設研修時に必要性をPRし、継続的に普及・推進に努めている。
	②地域の防犯活動の推進	市民活動推進課	→	→	→	→	→	地域住民の安全を守るため、警察、防犯協会連合会などの関係機関との連携を図るとともに、月1回発行の地域安全ニュースなどで周知活動を行っている。 地域における防犯組織の自主的な実践活動事業に対し、防犯協会連合会から町内会・防犯活動団体に、地域安全活動推進助成金を交付し、防犯意識の推進を図っている。また、防犯施策の基本となる「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」を制定し、防犯体制の一層の強化を図っていく。
		教育指導室	→	→	→	→	→	恵庭建設業協会「セーフティーハウス子ども110番」の設置及び地域商店を緊急避難場所として恵庭市防犯ステーション「子どもセーフティーハウス」を指定し、子どもたちにとって安全・安心な地域づくりの取り組みを推進している。
	③未然に防ぐ防犯体制の充実	市民活動推進課	→	→	→	→	→	消費者協会や警察など、関係機関と連携を図り、市民消費生活の安定と向上を図るため、消費者へ出前講座・街頭啓発などの情報提供など、消費者相談の充実を図っている。また、防犯施策の基本となる「恵庭市防犯と交通安全の推進による安全で安心なまちづくり条例」を制定し、防犯体制の一層の強化を図っていく。